



資料編



1 計画の策定経過

(1) 令和5年度

年月日	内容
令和5年12月20日	令和5年度 第3回小牧市こども・子育て会議 ▶第3期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年2月22日 ～令和6年3月14日	小牧市子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和6年3月18日	令和5年度 第4回小牧市こども・子育て会議 ▶第3期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について ▶こどもの意見の聴取方法について ▶子ども・子育てに関するアンケート調査について

(2) 令和6年度

年月日	内容
令和6年6月11日	令和6年度 第1回小牧市こども・子育て会議 ▶次期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について ▶子ども・子育てに関するアンケート調査結果について
令和6年8月1日	令和6年度 第2回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画骨子案について
令和6年7月～9月	子育てワークショップ（保護者対象）の実施（3ヶ所） こども・若者等の意見聴取の実施（5ヶ所）
令和6年11月13日	令和6年度 第3回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画（素案）について
令和6年12月17日	令和6年度 第4回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画（素案）について
令和7年1月～2月	パブリックコメントの実施
令和7年3月17日	令和6年度 第5回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画の策定について

2 小牧市こども・子育て会議要綱

平成28年3月31日
27小こ第1502号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市地域こども子育て条例（平成28年小牧市条例第20号）第17条第4項の規定に基づき、小牧市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 こども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は市長が指名する者をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第3条 こども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 こども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

- 2 こども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 こども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 こども・子育て会議は、会議において、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 こども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 小牧市こども・子育て会議委員名簿

任期：令和4年5月30日～令和8年5月29日

分野	役 職	氏 名	備考
学識 経験者	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース 教授	鈴木 正敏	会長
	名古屋経済大学 人間生活科学部 教育保育学科 特任教授	長江 美津子	副会長
各種 団体 関係者	小牧市教育委員会 教育委員	伊藤 和子 (令和4年5月30日～令和6年5月29日) 加藤 由美 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	小牧市小中学校校長会 代表	兼子 正巳 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 佐藤 史洋 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	小牧市区長会 代表	丹羽 祐二 (令和5年4月1日～令和6年5月29日)	
	小牧市青少年健全育成市民会議 代表	安藤 和憲	
	小牧市地区民生・児童委員 連絡協議会 代表	田中 正造	
	小牧市地区民生・児童委員 連絡協議会 代表	野村 昌子 (令和4年5月30日～令和6年5月29日) 峯田 一子 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	小牧市社会福祉協議会 代表	梶田 光俊 (令和5年4月1日～令和8年5月29日)	
	小牧市母子保健推進協議会 代表	戸田 輝子 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 松本 華子 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	保育園長会 代表（公立園）	丹羽 貴子 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 小川 由美子 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	保育園長会 代表（公立園以外）	蜂須賀 和香 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 京谷 和恵 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	保育園保護者会 代表（公立園）	井尾 綾 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 永田 あずさ (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	保育園保護者会 代表（公立園以外）	南 佳恵 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 川口 愛 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	小牧市私立幼稚園連合協議会 代表	大橋 恭子 (令和4年5月30日～令和6年5月29日) 竹川 陽子 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	小牧市私立幼稚園保護者会 代表	津田 友美 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 佐藤 愛子 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	小牧市立第一幼稚園 代表	松野 麻香 (令和5年4月1日～令和8年5月29日)	
	事業者代表	岡田 和秀 (令和4年5月30日～令和5年9月30日) 富田 敦 (令和5年10月1日～令和6年10月31日) 小坂 武令 (令和6年11月1日～令和8年5月29日)	

分野	役 職	氏 名	備考
各種 団体 関係者	勤労者代表	河合 達夫	
	小牧市立学校地域コーディネーター 代表	佐橋 明味 (令和4年5月30日～令和6年5月29日) 玉置 博子 (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	小牧市小中学校PTA連絡協議会 代表	梶田 優希 (令和5年4月1日～令和6年5月29日) 加藤 さやか (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
	児童館父母会 代表	酒井 湊子 (令和5年4月1日～令和6年5月29日)	
	こまき市民活動ネットワーク 代表	鳥居 由香里	
公募委員		吉田 拓也 (令和4年5月30日～令和6年5月29日) 日榮 順子 (令和4年5月30日～令和6年5月29日) 馬場 容子 (令和6年5月30日～令和8年5月29日) 坂 かなこ (令和6年5月30日～令和8年5月29日)	
こども・若者代表		小林 和嗣 (令和6年7月1日～令和8年5月29日) 川口 佑貴 (令和6年7月1日～令和8年5月29日)	

4 用語集

あ 行

○赤ちゃんの駅（P43）

子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる場所として登録された公共施設・民間施設のこと。「赤ちゃんの駅」として登録されている施設・店舗では、目印となるシンボルマーク入りのステッカーを掲示している。

○あさひ学園（P15）

本市における早期療育の拠点として、就学前の障がいのあるこどもまたは発達に支援が必要なこどもを対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っている。

○育児休業（P57）

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児介護休業法）第2条に基づく休暇のこと。働いている人が、対象となるこどもが1歳（一定の条件を満たす場合は最長で2歳）に達するまでの間、こどもを養育するために取得できる。

○一般世帯（P7）

国勢調査における世帯区分の1つ。住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者を指す。寮や寄宿舎に住む学生と生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童保護施設、自衛隊営舎の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯等については「施設等の世帯」に分類される。

○医療的ケア（児）（P36）

心身の機能に障がいがあり、呼吸や栄養摂取、排せつの際に医療機器等を使用し、保護者が家庭等で行うたんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿などの医療的ケアが日常的に必要な児童を医療的ケア児という。

○医療的ケア児等コーディネーター（P80）

医療的ケアを必要とする方（医療的ケア児等）と、保健・医療・福祉・教育・保育などの社会資源をつなぐ役割を担う。

○インクルージョン（P80）

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。

○親子健康手帳（P65）

母子保健法第16条に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となる。本市の母子健康手帳は、母親だけではなく父親の育児参加も意識した内容になっており、「親子健康手帳」と呼んでいる。親と子の自己肯定感を育むことを目的として、妊娠期から中学3年生まで使用することができ、各月（年）齢ごとに保護者からのメッセージ欄が設けられている等の特徴がある。

か 行

○学校生活サポーター（P80）

学校生活において特別な支援が必要な児童・生徒への対応を行う支援員のこと。

○学校地域コーディネーター（P43）

学校と地域の連携を深めるため、学校と地域をつなぐパイプ役（コーディネーター）のこと。本市では、学校と地域の連携による教育環境づくり、児童・生徒の地域における社会活動への参加促進を図る目的で、平成16年度から中学校に、平成20年度から小学校に派遣している。

○家庭教育（P73）

親がその子に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフスキル（生きていく上での技術）を育てる教育。

○教育・保育施設（P87）

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第3条に規定する認定こども園、学校教育法第1条・第22条に規定する幼稚園、及び児童福祉法第7条・第39条に規定する保育所をいう。

○合計特殊出生率（P6）

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産むこどもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産むこどもの数の平均を求めたもの。

○コーホート変化率法（P4）

住宅開発などの人口変化要因は見込まず、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法のこと。

○子育て世代包括支援センター（P27）

母子保健法第22条に基づき、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行う機関。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点としての役割が期待されている。

○こどもこころの相談員（P80）

こどもの日常の困りごと等に悩むサインに気づき、適切な対応を図れるよう学校の支援を行う専門家。

○子ども・子育て支援新制度（P12）

市町村が中心となり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度で、平成27年4月に本格施行された。具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、待機児童解消のため保育の受け入れを増やすなどの取組を進めていくとされている。

○こども110番の家（P72）

こどもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇したこどもがかけ込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う民家や商店などのこと。

○小牧市新たな学校づくり推進計画（P48）

児童生徒数の減少と学校施設の老朽化の課題に対して、10年先、20年先を見据え、こどもたちにとってよりよい教育環境の実現を図っていくとともに、こどもたちの夢への挑戦をまち全体で応援していくための計画として、令和6年9月に策定された。

○小牧市生と性のカリキュラム（P73）

「性」を「心＝人間らしくいきいきと、共に生きる」と「生＝健やかな体と尊いいのちを大切にする」ととらえ、小牧のこどもたちが「心豊かにいきいきと生きる力」を育むための本市独自の取組。親だけでなく地域や関係機関で取り組んでいる。「乳幼児・親・地域版」と「小学校・中学校版」の2編から成り立っている。

○小牧市まちづくり推進計画（P2）

本市の最上位計画。「小牧市自治基本条例」に基づき、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにした基本計画で、令和5年度から令和11年度を計画期間として策定された。

○小牧市立保育園運営計画（P58）

多様化かつ低年齢化している保育ニーズへの対応など本市の公立保育園の運営にかかる諸課題に対して、民営化の推進により対応していくこととし、主に民営化の手法についてまとめた計画として、平成22年3月に策定された。また、平成27年3月に改訂版が策定された。

さ 行

○児童館（P19）

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。本市の児童館は、こまきこども未来館、味岡児童館、篠岡児童館、小牧児童館、小牧南児童19館、北里児童館、西部児童館、大城児童館の8か所ある。

○児童虐待（P15）

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

○児童発達支援（P79）

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学のこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。

○出生率（P5）

一定人口に対するその年の出生数の割合。一般的に人口1,000人に対する年間出生数を比率で示したもの。

○生物多様性（P40）

すべての生物の間に違いがあり、生態系、種、遺伝子のレベルで多様性があり、生き物同士のつながりと個性が地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成している。こうした「生物多様性」が、様々な恵みを通して地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支えている。

た 行

○地域3あい事業（P42）

地区の集会所などを利用して、こどもたちを含む地域の人々が様々な交流活動に取り組み、「ふれあい・まなびあい・ささえあい」の地域づくりを目指す、本市の生涯学習施策。

○地域型保育事業（P79）

こども・子育て支援法第7条に基づき実施する事業で、主に3歳未満の乳児・幼児を少人数の単位で保育する事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

○地域子ども・子育て支援事業（P85）

こども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

○特定教育・保育施設（P55）

幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付費）の支給を受ける施設として、一定の条件を満たしているかどうかを市町村が確認を行った「教育・保育施設」のこと。

○特定地域型保育事業（P79）

市町村から地域型保育給付費の支給を受ける事業者として、一定の条件を満たしているかどうかを確認された事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

○特別支援教育相談員（P80）

LD（学習障害）の児童生徒に対する学習支援、ADHD（多動性症候群）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上の相談員のこと。特別支援教育は、学校教育法第81条に基づき実施する教育で、障がいのあるこどもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

な 行

○日本語初期教室にじっこ教室（P83）

来日直後や外国人学校からの編入学等で、日本語がほとんどわからない児童生徒に対して、約3ヶ月間、集中的に日本語や日本の学校生活におけるルール等を指導し、日本の学校への就学を円滑に支援する教室。

○認定こども園（P12）

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第3条に基づく教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

○ネグレクト《養育放棄》（P52）

こどもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、こどもに食事を与えない、こどもが泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかってこどもの情緒を不安定にさせるなどの行為のことで、これによって、こどもの精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

は 行

○プレコンセプションケア（P74）

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

○保育所《保育園》（P11）

児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設の1つで、同法第39条に定義されている、保育を必要とする0から5歳児に対して保育を行う施設のこと。

【認可保育所】

国、県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育所。

【認可外保育所】

上記以外の認可を受けていない保育所。

○放課後等デイサービス（P16）

障がいのある学齢期のこどもが、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービス。

○保健連絡員（P113）

自分や家族、地域の健康に関心を持ち、少子高齢社会において健康に関する様々な問題に対応できる地域づくりの担い手として、地域と行政のパイプ役として活動する者。

ま 行

○未婚率（P10）

配偶関係不詳を除く各年齢人口に占める未婚者の割合。

や 行

○幼児教育・保育の無償化（P55）

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料が無料になる制度のこと。こども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和元年10月1日から開始された。

○幼稚園（P11）

学校教育法第1条に基づく学校の1つで、同法第22条に定義されている、3から5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。

○要保護児童対策地域協議会（P15）

児童福祉法第25条の2に基づき、虐待を受けているこどもや、特定妊婦など支援が必要な家庭を早期に発見し適切な保護や支援を行うため、関係機関により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。

○要保護（者）・準要保護（者）（P17）

要保護者は、現に生活保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者のこと。

準要保護者は、生活保護を受けるほどではないが、それに準じる程度に困窮している者のこと。

ら 行

○療育（P79）

障がい児や発達に課題のあるこどもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、医療的配慮のもとで育成されること。

○労働力率（P8）

15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口とは、労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である毎月末の一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」（休業者を含む）と、求職中であった「完全失業者」の合計を指す。一国における働く意思と能力を持つ人の総数であり、国の経済力を示す指標の一つとされる。

■子育て分野における取組とSDGsの対応

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、小牧市まちづくり推進計画においても、SDGsの17の目標の視点から、計画の施策体系や取組の整理を行い、SDGsの達成を目指しています。本計画では、以下の基本目標の実現を子育て分野において目指していきます。

特に、「1 貧困をなくそう」の達成に関連する取組については、本計画の基本理念を実現させるため重要な取組と捉え、計画全体において一体的に抱合し推進を行います。

（※第4章「施策の展開」において「」印がついている取組）



○ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施



○こども食堂の実施等を通じた、こどもの栄養改善等に関する取組の推進



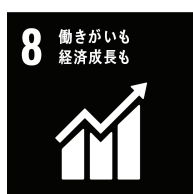
○親子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進



○「生きる力」を育むための、地域特性を活かした教育の平等な提供



○性別によらない、男女共同の子育ての推進



○ワーク・ライフ・バランスの向上も視野に入れた、子育てと就労の両立



○安全・安心な生活環境の整備や、教育の機会均等の確保



○ユニバーサルデザインの視点に立った、こどもや妊婦にもやさしい住環境



○児童虐待など、こどもがその権利を不当に侵害されることの防止



○家庭・地域・園・学校・関係機関・行政の連携と協働による子育て施策の推進